室 蘭 海 上 交 通 安 全 協 議 会 規 則

昭和４２年１０月１２日　制　　定
昭和４８年　３月　８日　一部改正
昭和５１年１２月１６日　一部改正
昭和５８年　５月１６日　一部改正
昭和６１年　２月　７日　一部改正
平成　３年　５月１０日　一部改正
平成　４年　６月１０日　一部改正
平成　８年　４月１９日　一部改正
平成１９年　４月　１日　一部改正
平成３０年　６月　６日　一部改正

（名称）
第１条　この会は、室蘭海上交通安全協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）
第２条　本会は、室蘭港およびその境界付近における事故の防止並びに海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって海上交通の安全および港内の整頓を図ることを目的とする。

（協議事項）
第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議し、所要の対策を推進する。
（１）　海事関係諸法令についての研究
（２）　船舶交通に関する制限並びに作業および工事の実施についての検討
（３）　港湾諸施設の整備並びに改善についての検討
（４）　気象、海象による災害の防止についての研究
（５）　油類および汚物等による海水の汚濁防止についての研究
（６）　危険物関係の事故防止についての研究
（７）　海洋レジャーに伴う安全対策の研究
（８）　その他、本会の目的を達成するため必要な事項

（会員）
第４条　本会は、会員をもって構成し、会員は港湾関係官公庁および関係業界とする。

（会議）
第５条　本会の会議は、必要の都度、会員からの請求に基づき事務局が招集する。

（分科会）
第６条　本会の目的を達成するために、必要に応じて分科会を設けることができる。
２　分科会の細目は、別に定める。

（代理人）
第７条　会員が会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

（事務処理）
第８条　本会の事務は、室蘭海上保安部において行う。

附　則
この規則は平成１９年４月１日から施行する。

附　則　（平成３０年６月６日一部改正）
この規則は平成２９年４月１日から適用する。